

1. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 今回の災害に対し、6県（熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県、岐阜県）に災害救助法の適用がなされ、これを受け、各地の財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している各社におかれては、こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立った、きめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客保護の観点から、当庁からも各種個別の要請を行ったところ、各社におかれては、ご協力のうえ、大きな混乱もなく迅速に対応いただいております、重ねて御礼申し上げます。
- 未知の感染症について、どこまで保障範囲を拡大するかは保険会社の経営判断ではあるが、財務の健全性を維持しつつ、社会情勢も踏まえ契約者に寄り添った保障を提供することは保険会社の使命であり、引き続きご対応いただきたい。
- 「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められるなかで、また、足元、感染者数が増加しているところであり、保険募集を含めた非対面での顧客手続きや、社内業務における業務運営態勢のあり方についても、更なるご検討をお願いしたい。

3. 令和元事務年度のモニタリング結果について

- 昨事務年度、総合政策局が実施したモニタリングの結果等について公表したところ。それぞれの金融機関においても、業務の参考にしていただきたい。
- モニタリング結果は、金融機関と当局とのより良い実務に向けた対話の

材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねていただくとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

(1) 外貨建保険の販売について

- 生保各社におかれては、これまで、募集時のわかりやすい説明や契約後の情報提供の改善に努めてきていただいているが、依然として契約者からの苦情件数は増加傾向にあるところ。
- 各社におかれては、4月に改定された生命保険協会ガイドラインの趣旨も踏まえて、募集時の十分な説明や解約返戻金等のタイムリーな情報提供など、真に顧客の立場に立ったサービスを代理店と一体となって提供するための態勢を構築していただきたい。
- その際、「顧客本位の業務運営」の観点からは、顧客が必要とする商品を提供するとともに、商品の機能を十分に活用できるよう契約期間を通じて保障の提供や資産管理・資産形成の支援を行い、顧客満足の上昇に資することを目的とすることが重要であり、単に苦情の抑制を主眼とした取組にならないよう留意する必要があると考えられる。
- また、市場ワーキング・グループでは、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう「重要情報シート」の活用が検討されているところ。外貨建保険の販売についても、分かりやすい情報提供を行う観点から、既存の説明資料を同シートに統合していくなど、シートの活用に向けた議論にご協力をお願いする。

(2) 一般乗合代理店に対するインセンティブ報酬について

- 当庁からは、代理店手数料の多寡によって顧客の意向把握や比較推奨を歪めることがないように、代理店の役務やサービスを反映して合理的に説明できることが重要である旨を繰り返し申し上げてきた。
- これまでのモニタリング結果を踏まえると、従前、販売量偏重評価であったものが業務品質評価も反映するという方向で見直され、さらにそうした代理店手数料体系の考え方を公表するという取組みが全社で進展

するなど、業界全体として徐々に改善が図られてきているものと考えている。

- 他方、業務品質については、実際には販売量評価と変わらない例があるなど、更なる改善が求められる点もあり、業界と議論を重ねているところ。
- 経営トップの皆さまにおかれても、比較推奨販売に係る保険業法上の規制の趣旨や顧客の期待をどのように実現していくかという観点から、代理店手数料について一層の検討・議論を行っていただきたい。

(3) グループガバナンス・リスク管理の高度化について

- 大手生保会社による海外企業の大型買収から数年が経ったが、グループ管理という点では、改善の余地があるものと認識しており、特に、海外子会社の収支・財務状況の悪化を実効的にモニタリングする態勢に課題のある社も認められる。
- 2020 事務年度は、グループ監督のための監督指針の改正を行い、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促していくことを考えている。中でも、海外展開を行う大手保険グループについては、関係する監督当局間で情報交換を行う等の連携を通じ、海外子会社を含めたグループガバナンスやリスク管理について、どのような実効性のある態勢を構築しているか、ERM を含めた経営管理が機能しているか等を注視していく。
- グループ監督のための新たな監督指針を含めた枠組みについては、各社とよくコミュニケーションをとりながら進めていきたいと考えている。建設的な議論ができるよう、しっかり準備していくので、よろしく願いしたい。

4. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」については、1 年間に亘る議論の結果を報告書として取りまとめ、6 月 26 日に公表した。

その中では、2022年頃を目途に制度の基本的な内容を暫定的に決定し、2024年春頃に基準を最終化したのち、2025年に新たな制度を導入することを前提としたタイムラインも示されているほか、制度の方向性や論点に関する様々な示唆も織り込まれている。

- 新たな制度へと円滑に移行するためには、保険会社・当局をはじめとする関係者がそれぞれに、またときに協力して、着実に準備を進めていくことが不可欠である。関係者の準備に資するよう、当局としても、準備期間における検討状況や方向性を明らかにし、また幅広い関係者と対話を行いながら、スピード感を持って検討を進めていきたいと考えている。

5. 資産運用業の高度化について

- 国民の安定的な資産形成を実現するためには、インベストメント・チェーンにおいて資産運用機能を担う投資運用会社等が運用力を強化し、中長期的な運用成果を投資者に届けることが重要であり、こうした考えのもと当庁は現状の課題や今後の方向性等について「資産運用業高度化プログレスレポート2020」としてとりまとめ、6月19日に公表したところ。
- 資産運用ビジネスを展開する金融グループには、顧客利益を最優先に考え、運用力を強化していくことが求められるが、こうした取組みを進めるには、運用会社自身はもとより、親会社をはじめとするグループ全体の理解と協力が不可欠であり、当庁では資産運用会社だけでなくグループ親会社とも対話を進めてきた。
- レポートでも言及しているが、高度化に向けた取組事例として、日本生命グループでは、運用に係るグループ内のノウハウを傘下のニッセイアセットマネジメントで活用するなど、グループ一体で運用ビジネスを強化している状況が認められた。
- 高度化に向けた経営体制で言えば、グループ内の人事ローテーションにとらわれない運用を重視した、長期視点の経営体制の構築が必要と考えられるが、単純にグループ外出身者がいればよい、あるいは運用実務の経験年数が長くなければ運用会社の経営者として不適格、というものではない。自

らが目指すアセットマネジメント事業をグループ一体で推進していくため、どのような経営体制を構築すべきか、従来のグループ順送り人事ではなく、意図や狙いを持って対応していくことが重要ではないかと考えられる。

- また、レポートでは、商品組成・提供にあたって、商品数をむやみに増やすことなく、中長期に良好なパフォーマンスを実現できる商品に注力すべきことや、不採算ファンドや中長期にパフォーマンスが悪化しているような少額投信について償還や併合を進めるなど、顧客最優先の観点からファンド管理を徹底すべきことについても言及させていただいた。
- アセットマネジメント事業を展開する金融グループは、顧客資産の委託を受けるという重大な責任（フィデューシャリーの義務）を負っており、グループ全体の理解・協力のもと、顧客本位の商品組成と提供、運用成果に結びつくような運用力強化に向けた具体的な取組に期待している。引き続き、資産運用会社のみならず、グループ親会社とも、経営陣の皆様を含め、継続的な対話を行うことで、運用業高度化に向けた取組みを推進していきたい。

6. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないことを表明しており、FSB においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021 年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7 月 16 日に「LIBOR 公表停止に備えた本邦での移行計画」が取りまとめられたが、各金融機関においては、同計画で示されたスケジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR 公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」（いわゆる Dear CEO レター）に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応をよ

り一層進めていただくことが必要である。

- 各金融機関が個別に策定している LIBOR からの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 当庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDA のフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間で ISDA デリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取組みを大きく進捗させることができると期待している。
- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年 12 月末時点の LIBOR 利用状況調査を実施させていただく予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021 年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

7. 終わりに

- 従前からの人口減少や高齢化の進展、低金利環境の継続、自然災害の多発・激甚化、保険事業を始めとするビジネスの国際化など、保険業界を巡る環境は大きく変化しつつあり、こうした中で顧客ニーズに応じていくためには、保険がどのような役割を果たしていくべきか、これまで以上に考えていただく必要がある。
- すなわち、with コロナ、post コロナへの対応を主眼とした手続面にとどまらず、企業活動を支える重要な社会インフラとして、顧客の置かれた状況にきめ細かく対応する商品設計や、柔軟な発想に基づくリスク管理など、ビ

ジネスモデル全般について見直す必要性が一層高まっているのではないか。

- また、金融取引等のデジタル化や超高齢社会の進展を踏まえ、証券分野に存在している本人や家族が金融契約を照会できる仕組みについて、保険においても検討していくことが期待されている。
- 当庁としても、今後とも保険業界が持続的に発展していけるよう、直面する課題を一緒に考え解決していきたいと考えており、引き続き各社と一層のコミュニケーションを図っていきたい。

(以 上)